

取調べの可視化

中央大学教授

小木曾 綾

Ryo Ogiso

1989年、ニューヨークのセントラルパークでジョギング中の女性が襲われ、強姦のうえ重傷を負わされる事件が発生した。犯行の非道さに加え、逮捕されたのが5人の少年であったことで、犯罪少年に対する重罰を求める世論がわき起こった。少年らは取調べで自白し、後にこれを翻したものの有罪判決を受けて収監されたのだが、2002年になって真犯人が現れ、その自白はDNA鑑定でも裏付けられて、犯人とされた少年たちは釈放されたのである。

アメリカ合衆国では、有罪判決を受けた者がDNA鑑定を新証拠として無罪となる事案がこの20年ほどで200件を超え、相関は明らかではないものの、そのうちの15～20%で虚偽自白が採られているといわれる。

1 自白をめぐる法理の展開

中世ヨーロッパの教会で行われた異端審問(inquisition)では、罪を犯したことが疑われる者から自白を得ることが目的とされた。信心は心の問題だからである。その裁判方式が世俗の刑事裁判に用いられるようになって生まれた inquisitorial system = 糾問主義の刑事裁判では、自白は証拠の女王と呼ばれ、これを得るために拷問が用いられた。

自由心証主義や補強法則が採用される時代であっても、刑罰を受けることを承知で被告人が自ら罪を認めることや、犯人しか知らない事情が得られること(秘密の暴露)などから、一般的に自白の信用性は高く、犯罪解明の重要な証拠であることは変わらない。しかし、そうであればこそ、捜査機関は自白の獲得に力を入れ、時にそれは様々な手段による自白の強制とそれによる虚偽自白、ひいては誤判の原因となってきた。

たとえば、アメリカ合衆国では1800年代の終わ

りから1930年代にかけて“third-degree”と呼ばれる身体的・精神的強制による自白獲得手段が用いられていたが、1960年代半ばからは心理学的な手法を用いた取調べが行われるようになった。これはたとえば、被疑者に対して(ア)「同じ状況なら誰でも同じことをしてしまうだろう」などと同情を示すこと、(イ)被疑者の罪悪感を軽減させるために犯行の重大さを過小評価してみせること、(ウ)より非難可能性の低い犯行動機を呈示してみせること、(エ)被害者や共犯者などに責任を転嫁してみせること、といった尋問技術で、こうした取調べは、捜査官が有罪の心証を得ている被疑者の心理に働きかけて、有罪の心証を裏付ける自白を得るために開発されたものと評されている。

その後、身柄拘束がそれ自体被疑者に自白を強制しやすい環境であることに注目し、供述するかしないかの選択権(黙秘権)や弁護権を被疑者に告知することを通じて、供述の任意性を確保しようとしたのが著名なミランダ判決(Miranda v. Arizona, 384 U.S. 436 (1966))である。日本の刑訴法では、逮捕時に(国選)弁護権、取調べ時に黙秘権を告げることが求められているが(203条1項・3項等・198条2項)、ミランダ判決では、こうした権利告知を捜査機関に義務づけ、取調べに先立ってこの告知がなされないまま得られた自白には任意性が欠けると推定する法理が採用された。

刑訴法198条2項には、被疑者は「自己の意思に反して供述をする必要がない」旨の定めがあるが、それを明示する憲法条項はない。供述に関する憲法条項としては38条があるが、1項の自己負罪拒否特権は、公判において何人も自己に不利な証人となることを強要されないこと、すなわち、弾劾主義=検察側に挙証責任を課した条項であり、2項は自白の証拠能力を定めた条項である。日本国憲法38条1項に相当するアメリカ合衆国憲法修正5条について、アメリカ合衆国最高裁判所は、これが自己に不利な供述をするかしないかを選択する被疑者の供述の自由をも保障する権利であり、同時に自白を強制する捜査機関の取調べを抑止する法理であるとの解釈を示している。これを参考にするならば、日本国憲法の38条1項も供述の自由(供述するかしないかの選択権=黙秘権)を保障していると理解することが可能であろう。

2 取調べの録音・録画

法律上黙秘権が保障されているとはいえ、取調べに際して被疑者が任意に供述したのか、それとも身